

令和5年5月9日

事業主様

千葉県医業健康保険組合

新型コロナウイルス感染症による
令和5年5月8日以降の傷病手当金支給申請書の留意事項について

平素は当組合の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、「新型コロナウイルス感染症による傷病手当金の申請の留意事項について」（令和4年8月15日付け）は今般の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等を踏まえ終了することとなりました。

つきましては、令和5年5月8日以降に受付をした傷病手当金支給申請書（支給申請期間が同日前であるものを除く。）においては、以下の留意事項及び「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ&A」の改訂について（令和5年4月28日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）をご確認のうえ、当組合あてご申請ください。

【留意事項】

1. 医師の意見書の添付について（取扱い変更点）

令和5年5月8日以降に受付をした傷病手当金支給申請書（支給申請期間が同日前であるものを除く。）については、医師の意見書（傷病手当金支給申請書4ページ）の添付が必要です。

2. 医療従事者及び介護従事者が新型コロナウイルスに感染した場合

厚労省における「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方角け）」（当組合ホームページに掲載）に基づき、医師、看護師などの医療従事者や介護従事者が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となっておりますので、感染経路が不明瞭である場合は、厚労省のQ&Aのとおり管轄の労働基準監督署へご申請ください。

なお、労災保険給付不該当となった場合は、傷病手当金の支給申請対象となりますので、傷病手当金支給申請書に労災保険給付不該当となったことが確認できる書類を添付のうえ、当組合あてご申請ください。

3. 医療従事者及び介護従事者以外の労働者が新型コロナウイルスに感染した場合

新型コロナウイルス感染症についても、他の疾病と同様、個別の事案ごとに業務の実情を調査の上、業務との関連性が認められる場合には労災保険給付の対象となりますので、業務上での感染が疑われる場合は管轄の労働基準監督署へ申請してください。

なお、業務上での感染が疑われない場合は、傷病手当金支給申請書に必ず申請者の職種と感染経路を記載して申請してください。